

奨学金返還支援を通して若者を応援！

平川市奨学金返還支援事業補助金

●補助対象期間と補助額

1会計年度につき最大20万円、最長5年間で満35歳未満の方が対象です。

ただし、交付申請日時点で市内事業所等に勤める方は…

最長8年間 最大160万円 を補助します

※補助金額は奨学金返還額 または 20万円のいずれか低い額となります。

なお、繰上返還及び年度を超えて延滞した奨学金の納付等にかかる返還額は含みません。

●対象となる人

補助金の交付申請の日において次の①～⑥のすべてを満たす方が対象です。

- ①交付申請日から本市に5年以上定住する意思のある方
- ②平成4年4月2日以降に生まれた方 (令和8年度中に満34歳となる方まで)
- ③大学や高校等の在学していた期間に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ④就労等している方(詳しい要件は市HPをご覧ください)
- ⑤奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていない方
ただし、市内事業所に勤務している方は「あおり若者定着奨学金返還支援制度」に限り併用可
- ⑥市税等を滞納していない方



●対象の奨学金

- ・日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- ・平川市奨学金貸与条例の規定により貸与する奨学金 など
対象となる奨学金についてはみらい戦略課までご相談を！



●申請期間

資格認定申請 (初年度のみ): 4月1日～11月30日まで

交付申請 (各年度必要): 翌年4月1日～5月31日まで

※裏面の「手続きの流れ」をご確認ください！

市ホームページ



【お問い合わせ先】平川市総務部 みらい戦略課 若者定住促進係
☎0172-55-7490 ✉mirai@city.hirakawa.lg.jp

申請手続きの流れ

①資格認定申請：補助対象者の要件に該当する者として認定を受けるための申請をします。

◎申請期限：4月1日から11月30日まで

【必要書類】

- 平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)
- 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の借入額、返還開始日、返還期間を証する書類(例:奨学金貸与証明書や償還表など)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)

「①資格認定申請」は初年度のみ手続きが必要です!



②交付申請・請求

※資格認定後、対象経費の支払いが分かる書類を添えて、交付申請と交付請求をしていただきます。

◎申請期限：翌年4月1日から5月31日まで

【必要書類】

- 平川市奨学金返還支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第4号)
- 当該年度に奨学金を返還した額を証する書類の写し(例:奨学金返還額証明書、償還領収書など)
- 就労等している者であることを証する書類(就労証明書(様式第5号)や確定申告書の写し、直近の確定申告書、源泉徴収票、ハローワーク受付票など)
- 交付申請年度の前年度納税証明書
※市の保有する公簿により市税等の納税状況が確認できない場合のみ
- 口座番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認める書類(該当者のみ)



③補助金の受給：指定の口座へ補助金が振り込まれます。

②及び③は各年度手続きが必要です。

手続きの流れ(イメージ)

